

## 6. ダイオキシン類

### (1) 環境調査結果

大気、水質、底質及び土壌について延べ19地点で調査を行った結果、すべて環境基準を満足して

表2 - 生 - 47 環境調査結果

(単位) 大気 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>

水質 : pg-TEQ/

底質 : pg-TEQ/ g

土壌 : pg-TEQ/ g

区 分		調査地点	11年度	12年度	13年度	14年度	環境基準	
大 気 環 境		豊橋市役所	0.35	0.14	0.11	0.067	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以 下 (年間平均値)	
		大崎校区市民館		0.11	0.12	0.10		
		二川地区市民館			0.17	0.051		
水 共 用 水 環 境	水 質	河川 梅田川 御厩橋		0.33	0.54	0.50	1pg-TEQ/ 以 下 (年間平均値)	
		海域 渥美湾 A - 3 (神野ふ頭)		0.13	0.16	0.074		
	底 質	河川 梅田川 御厩橋		0.81	0.38	0.60	150 pg-TEQ/ g 以 下	
		海域 渥美湾 A - 3 (神野ふ頭)		17	20	18		
	水 質	河川	柳生川 柳生橋	13年度	0.19			1pg-TEQ/ 以 下 (年間平均値)
			朝倉川 境橋		0.11			
			神田川 神田川橋	14年度	0.14			
			間川 六盃橋		0.81			
	地 下 水		向山町 向山緑地	12年度	0.070			
			佐藤町 幸公園		0.071			
			賀茂町 賀茂しょうぶ園	13年度	0.067			
			東赤沢町 万場緑地		0.067			
岩田町 岩田運動公園			14年度	0.067				
東高田町 総合動植物公園				0.067				
土 壌 環 境		今橋町 豊橋公園	12年度	4.6			1,000 pg-TEQ/ 以 下	
		牟呂町 三ツ山公園	13年度	4.6				
		東脇2 東脇公園		1.4				
		富士見台3 大清水第十公園		2.9				
		下地町 下地公園		1.2				
		向山町 向山緑地		0.18				
		山田三番町 竜ヶ池公園		0.25				
		高師町 高師緑地		15				
		天伯町 天伯第一公園	14年度	0.23				
		賀茂町 賀茂公園		0.14				
		石巻本町 和田辻公園		0.032				
		森岡町 石巻中野公園		0.098				
		多米中町 道満公園		0.057				
		大岩町 二川公園		0.00018				
		西七根町 西七根緑地		0.00090				
		伊古部町 少年自然の家		0.31				
		城下町 城下緑地		0.00072				

## (2) 事業者測定結果

### 排出ガスの測定結果

大気基準適用施設の設置状況は、表 2 - 生 - 48のとおりである。平成15年3月31日現在25施設から届出がされており、すべての施設の設置者（使用開始後1年以内の施設を除く）から報告があった。その結果、24施設で排出基準に適合していた。

### 大気基準適用施設の設置状況

表 2 - 生 - 48

施設名	稼働中施設	休止中施設	計
製鋼用電気炉	1	0	1
アルミニウム合金製造用施設	5	0	5
廃棄物焼却炉	19	0	19
計	25	0	25

### 排出水の測定結果

水質基準対象施設を設置する水質基準適用事業場の設置状況は表 2 - 生 - 49のとおりである。平成15年3月31日現在、5事業場から届出がされており、水質基準対象施設からの汚水が事業場の排出口から公共用水域に排出され、排出基準の適用を受ける事業場はこのうち3事業場あり、3事業場すべてから報告があった。

その結果、3事業場は現在適用されている排出基準に適合していた。

### 水質基準適用事業場の設置状況

表 2 - 生 - 49

特定施設の種類	水質基準対象施設からの排出水がある事業場	水質基準対象施設からの排出水がない事業場	計
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	2	2	4
下水道終末処理施設	1	0	1
特定施設設置工場等からの排出水の処理施設	0	0	0
計	3	2	5

(注) 異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上した。

### ばいじん及び燃え殻の測定結果

法の規制対象となる廃棄物焼却炉は、平成15年3月31日現在19施設が稼働中であり、稼働中の18施設（使用開始後1年以内の施設を除く）及び測定後廃止した9施設の設置者から報告があった。

ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の濃度を3 ng - TEQ / g以下になるように処理しなければならないという法第24条第1項に規定する処理基準があるが、コンクリート固化や薬剤処理（キレート処理等）をした場合、3 ng - TEQ / g以下にしなければならない処理基準は適用されない。ダイオキシン類測定結果の報告があった27施設のうち、1施設のばいじんがこの処理基準に適合していなかったため、薬剤処理等により適正な処理を行うよう指導している。

この他、処理基準を超えている他の2施設は、測定日が処理基準の適用日（平成14年12月1日）前であるため、処理基準は適用されないが、うち1施設については、薬剤処理等により適正な処理をしており、他の1施設については、処理基準適用日前に廃止されている。

## (3)届出状況

表2 - 生 - 50

大気基準適用施設

特定施設		新設	既設	廃止	平成14年度末現在 設置基数合計	事業所数
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	0	0	2	4	
	2 t/h以上～4 t/h未満	0	0	0	2	
	200kg/h以上～2 t/h未満	0	0	6	5	
	100kg/h以上～200kg/h未満	1	0	11	7	
	100kg/h未満	0	0	6	1	
	小計	1	0	25	19	15
製鋼用電気炉		0	0	0	1	1
アルミニウム合金製造施設	溶解炉	0	0	0	5	2
特定施設数総計		1	0	25	25	18

水質基準適用施設

特定施設		新設	既設	廃止	平成14年度末現在 設置基数合計	事業所数
廃棄物焼却炉に 係る廃ガス洗浄 施設・湿式集じん 施設・灰の貯留 施設	4 t/h以上	0	0	4	2	
	2 t/h以上～4 t/h未満	0	0	0	1	
	200kg/h以上～2 t/h未満	0	0	1	4	
	100kg/h以上～200kg/h未満	0	0	0	0	
	100kg/h未満	0	0	0	0	
	小計	0	0	5	7	4
下水道終末処理施設		0	0	0	1	1
特定施設設置工場等からの排水の処理施設		0	0	0	0	0
特定施設数総計		0	0	5	8	5

## 7. 環境ホルモン調査結果

3地点で環境ホルモン11物質について水質調査を行った結果、ビスフェノールAなど6物質が検出された。すべての物質が全国調査結果の範囲内であった。

表2 - 生 - 51 環境ホルモン調査結果

(単位:  $\mu\text{g}/$ )

調査項目	調査地点	梅田川御厩橋	朝倉川 境橋	渥美湾A - 3	全国調査結果(H13年度)
4-n-オクチルフェノール		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
4-t-オクチルフェノール		0.01	< 0.01	0.01	< 0.01～0.85
ノニルフェノール		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1～5.9
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル		0.4	< 0.3	0.3	< 0.3～5.3
フタル酸ブチルベンジル		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1～0.1
フタル酸ジ-n-ブチル		0.3	0.3	< 0.3	< 0.3～16
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01～0.19
ビスフェノールA		0.03	0.07	0.05	< 0.01～0.56
スチレンモノマー		0.08	< 0.01	< 0.01	< 0.01～0.14
スチレン2及び3量体		< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.01～0.15
17 -エストラジオール		0.0001	0.0001	0.0002	< 0.0001～0.0016

(注) 全国調査結果中、スチレン、スチレン2及び3量体は平成11年度結果である。